



越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観

保存活用計画

令和2年7月

南越前町



越前海岸の水仙畑
糠の文化的景観
保存活用計画

令和2年7月

南越前町

< 目 次 >

1. 計画策定の経緯と目的.....	1
1-1. 計画策定の経緯.....	1
1-2. 計画の目的.....	2
1-3. 計画の位置づけ.....	2
1-4. 検討体制.....	3
2. 文化的景観の概要.....	4
2-1. 位置及び範囲.....	4
2-2. 文化的景観の特性.....	6
2-3. 文化的景観の本質的な価値.....	9
3. 保存及び活用に関する基本方針.....	10
3-1. 保存に関する基本方針.....	10
3-2. 活用に関する基本方針.....	10
3-3. 運営体制に関する基本方針.....	11
4. 保存に配慮した土地利用に関する方針.....	12
4-1. 土地利用の方針.....	12
4-2. 行為規制の方針.....	16
5. 活用に関する方針.....	21
5-1. 活用の考え方.....	21
5-2. 水仙栽培の継続・発展のための方針.....	21
5-3. 魅力発信・地域活性化のための方針.....	22
5-4. 修理等の方針.....	23
5-5. 防災に必要な施設整備の方針.....	24
6. 保存及び活用に必要な運営体制に関する方針.....	25
6-1. 運営体制の考え方.....	25
6-2. 関連組織とその役割.....	25
7. 重要な構成要素.....	28
7-1. 重要な構成要素.....	28
7-2. 重要な構成要素の保護の方針.....	29
7-3. 重要な構成要素「糠集落」の保存方針.....	32
参考資料.....	55

1. 計画策定の経緯と目的

1-1. 計画策定の経緯

南越前町糠地区では、冬になると越前海岸に面した斜面一帯に水仙の花が咲き誇る。水仙はヒガンバナ科のニホンズイセンで、越前海岸は千葉県の房総半島、兵庫県の淡路島と共にニホンズイセン三大群生地の一つとされ、当地の水仙は「越前水仙」のブランド名で知られている。越前海岸における水仙の栽培面積は70haを超え、日本一の広さを誇る。雪国の北陸にありながら、水仙栽培に適しているのは、温かい対馬海流と強い海風によって雪が積もりにくく、また、土地の水はけが良いからとされている。

古く室町時代には将軍家に献上されたとされる水仙は、近代以降、この地域の人々の冬の生業となり、その栽培面積は広まっていった。昭和29年(1954)には福井県花に選ばれ、昭和52年(1977)には旧河野村(現南越前町)の村花に指定されるなど、福井を代表する花として多くの人に愛されている。また、その産地は旧河野村だけでなく、旧越廼村(現福井市)、旧越前町(現越前町)に至る越前海岸一帯の広い範囲に分布しており、各地区の重要な生業、観光資源として育まれてきた。

これら水仙を含む越前海岸の景観保全の動きは、昭和43年(1968)、越前加賀海岸国定公園に指定されたことが大きな画期となる。水仙群生地は大部分が国定公園の特別地域に含まれており、自然景観としての保護が図られるようになった。

文化的景観としての取組は、文化庁が平成12年度(2000)から平成15年度(2003)にかけて実施した「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究」に始まる。その中で選択された文化的景観に該当する重要地域の一つとして、福井県からは「越廼村の水仙畑」が選ばれた。また、福井県では平成23年(2011)に福井の美しい景観を県内外に発信し、ふるさとへの誇りと愛着の醸成を図るとともに、県民の財産である景観を守り育てていくことを目的に「福井ふるさと百景」を選定し、その一景に「馥郁たる香り 越前水仙」として水仙畑の景観が選ばれている。

福井県では、重要文化的景観の選定による水仙畑の保存と活用を目指し、福井市・越前町・南越前町と協力して、平成28年度(2016)から平成30年度(2018)にかけて水仙畑に係る保存調査を実施し、「福井県文化的景観保存調査有識者検討会」を設置して議論を行い、平成30年度末に「福井県文化的景観保存調査報告書」を刊行した。

1-2. 計画の目的

「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」は、平地が少ない厳しい地形の中、農業と漁業を主な生業としつつも、副業として斜面地を活用した水仙栽培を行ってきた農村の特徴が現れた文化的景観である。景観の核となっている水仙は、水仙畑の拡大や地域振興政策などによって当地の特産品となり、南越前町はもちろんのこと、福井県の観光とまちづくりのシンボルとしても欠かすことのできないものとなっている。

一方で、人口減少や少子高齢化、空き家の増加、獣害への対応、自然災害の発生などの課題が顕在化しており、水仙栽培の継承に向けた担い手の不足が深刻化している。

本計画の目的は、地域住民と南越前町との協働、福井県、福井市及び越前町との連携・協力によって「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」を含む「越前海岸の水仙畑の文化的景観」の本質的価値を将来にわたって継承し、その歴史的な資源を活かした地域づくりを推進することである。本計画では、その方向性を示して地域の内外に発信・共有するとともに、新たな人的交流や経済活動の活性化を促すことで、文化的景観の保護のみならず、持続可能な地域社会の実現を目指していく。

1-3. 計画の位置づけ

南越前町では町政の最も基本的な計画として南越前町総合計画を策定している。現行の「第2次南越前町総合計画」（計画期間：平成27年（2015）～令和6年（2024））におけるまちづくりの基本目標のうち文化的景観に関するものとしては、「人と文化を育むまちづくり」「生き活きと働けるまちづくり」の項目があり、歴史・伝統文化の保存と継承、ふるさと教育の推進、観光基盤の整備充実、農業の振興と基盤整備などについての基本方針を示している。本計画は、上位計画である南越前町総合計画との整合性を図って策定するとともに、関係部局と連携しながらその運用を行う。

また、福井県では、平成29年（2017）3月に広域景観の形成を誘導するプロセスを示した「福井ふるさと広域景観ガイドライン」を策定し、「越前海岸の水仙畑の文化的景観」を「越前海岸景観軸」に位置付けている。良好な広域景観の形成に向け、福井県、福井市、越前町との連携を十分に図りながら本計画を運用していく。

1-4. 検討体制

「文化的景観保存活用計画策定委員会」を設置し、有識者や地元の水仙農家などの協力を得るとともに、福井県や福井市、越前町との連携を図りながら、計画を検討した。

また、地域住民とは、地元説明会・意見交換会をとおして文化的景観への理解と意識を高めた。

委員会の構成やオブザーバー、事務局は下記のとおりである。

表 1-1 文化的景観保存活用計画策定委員会 委員

区分	委員名	所属・職名
	大下 元幸	河野水仙出荷組合 組合長
副会長	多米 淑人	福井工業大学 教授
	仁科 章	元福井県歴史博物館 館長
	野嶋 慎二	福井大学 教授
会長	丸山 宏	名城大学 教授
	宮本 修	越前町すいせん部会 会長
	山本 正男	こしの水仙部会 会長
	吉岡 俊人	福井県立大学 教授

オブザーバー	永井 ふみ	文化庁 文部科学技官
	〔福井市〕	都市整備課、越廼総合支所、おもてなし観光推進課、園芸センター
	〔越前町〕	企画財政課、文化歴史館、商工観光課、農林水産課、定住促進課
	〔南越前町〕	観光まちづくり課、農林水産課、河野事務所
	〔福井県〕	教育庁生涯学習・文化財課、交流文化部文化課
事務局	〔福井市〕	文化財保護課
	〔越前町〕	地域創生室
	〔南越前町〕	教育委員会事務局
	〔受託業者〕	(株) 日本海コンサルタント

(委員名は 50 音順、敬称略)

2. 文化的景観の概要

2-1. 位置及び範囲

本計画が対象とする範囲は、福井県南越前町糠地区の全域とする。重要文化的景観の選定申出範囲はその全域である（面積：522.4ha）。



図 2-1 計画対象範囲（越前海岸地域）

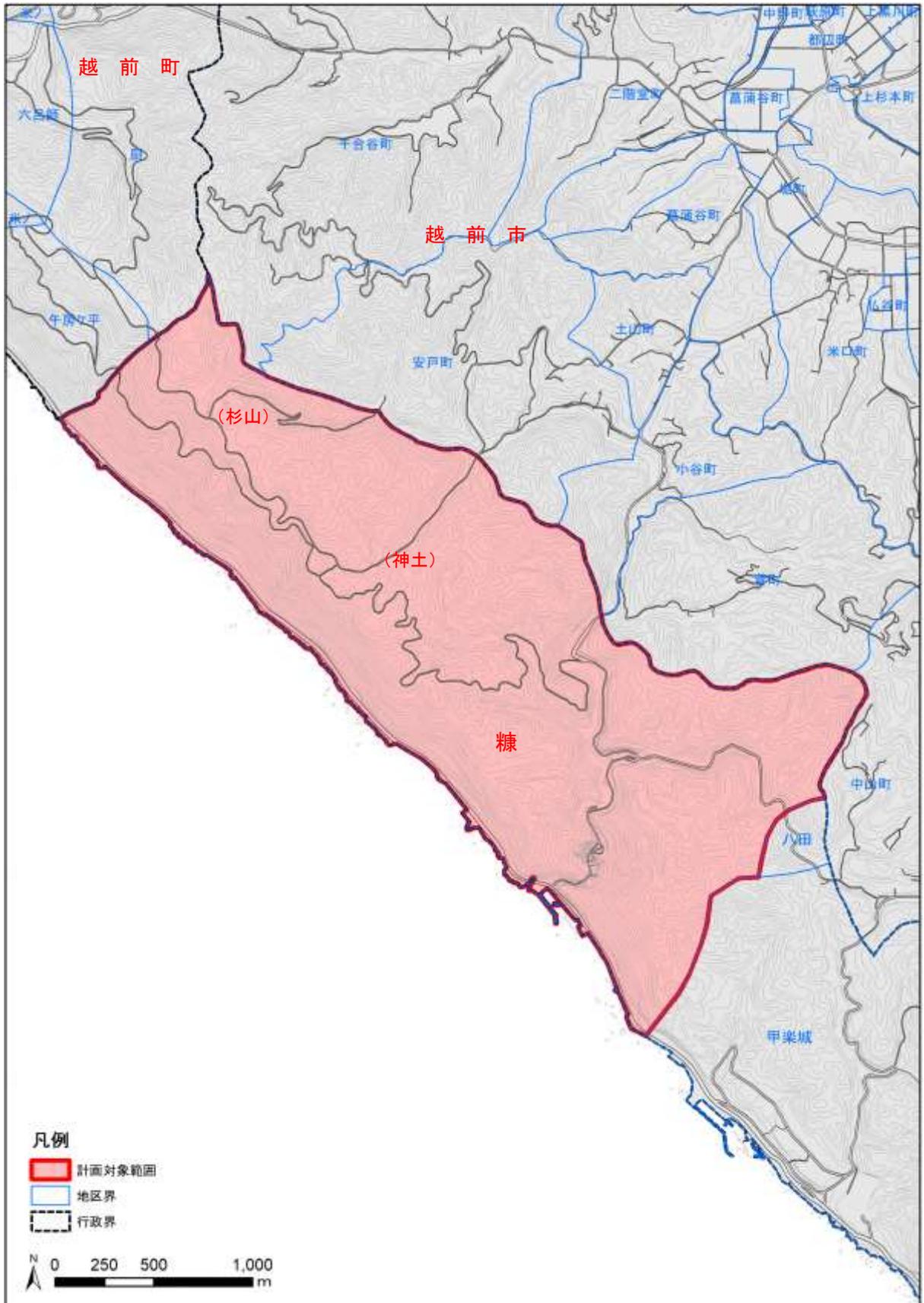


图 2-2 計画対象範囲（糠地区）

2-2. 文化的景観の特性

1) 自然的特性

(1) 丹生山地が越前海岸に迫る急峻な斜面地形

越前海岸は隆起海岸による雄々しい岩礁から形成されており、越前加賀海岸国立公園に含まれている。東には標高 200~600mほどの丹生山地が迫り、分水嶺が海岸寄りにあるため、わずかな海岸段丘や海岸周辺以外には急峻な斜面地形が広がり、短く急勾配の河川が谷間を流れている。

南越前町糠地区は、越前海岸の南部に位置し、その西側には下岬地区（福井市）や上岬地区（越前町）と比べると穏やかな直線状の海岸線が続き、東側には丹生山地が接している。沿岸部には斜度 34 度の南西斜面が連なるため、糠集落は糠川が流れる細長い谷筋のわずかな平地を中心に形成されており、その他は国道の開通などにより造成された海岸線のわずかな平地に住宅が存在する。また、山間部では標高 250~350mのわずかな平坦地に杉山や神土の集落が形成されている。

(2) 水仙栽培に適した気候と地質

越前海岸は、対馬海流の影響を受け、県内でも比較的温暖で降雪量も少なく、照葉樹林帯の北限に当たる。また、表土が薄く、火成岩・堆積岩などからなる水はけの良い地質である。このような環境はニホンズイセンの生育に適しており、地域内での自生及び栽培につながっている。



図 2-3 急斜面が続く海岸線



図 2-4 谷筋に連なる糠集落

2) 歴史的特性

複数の生業の継続から生まれた酒造りの出稼ぎと水仙栽培

糠浦は、親村である糠と、杉山、神土、下八田の出村で構成されていた。杉山村は、江戸初期頃まで湯谷村と呼ばれた。糠は糠川河口部の狭小な谷筋に形成される。時期は不明であるが、糠川支流沿いの下八田は、糠の一部と見られるようになった。海際の急崖上の緩斜面には、北西部に杉山、中央部に神土が位置する。

糠浦の起こりは不明であるが、地区内には奈良時代に創建されたとされる円光寺があり、当時、既に集落が形成されていたものと考えられる。また、集落内の高台に鎮座する十九社神社には御祭神の大戸道命とともに十九神が祀られており、十九神を保持した『十九人衆』が出雲から漂着し、村の創始者となったという口伝もある。

永正 5 年（1508）の「浦・山内馬借定書（西野家文書）」には「ぬか浦」とあり、中世からは越前海岸と府中（現在の武生）を結ぶ街道の運送に携わったが、半農半漁の村であったため、不漁が続くと困難に陥る貧しい村でもあった。

そうしたことから、漁に出られない冬の生業として京都伏見を中心に他国での酒造りの出稼ぎが広まった。記録に残るところでは少なくとも天明（1781～88）の頃からとみられ、明治44年（1911）には「越前糠杜氏組合」が組織されている。最盛期には周辺の村を加え1,500名以上の組合員が伏見はもとより兵庫の灘や大阪など各地で伝統産業を支えていった。また、酒造り守護神として、京都嵐山の松尾大社の分社が杜氏組合により大正2年（1913）に建立され、境内地には糠杜氏の発展に尽力した杜氏たちの酒造功労碑が門下生によって建てられている。

糠は集落の中央を糠川が蛇行し、川沿いに住宅が密集しているため、洪水のたびに川が氾濫して護岸や家屋、橋の流失が相次いだ。そのため、昭和48年（1973）から13年の歳月をかけて河川改修と県道の拡張工事を行い、糠川を集落背後の山中から河川トンネルを掘って日本海へ流し、旧河道を塞いで狭かった道路を拡張した。これにより洪水による氾濫の危険性が軽減され、山中に河川トンネルを掘ることで集落内の家屋の移転を最小限にとどめている。

大正13年（1924）12月には、特務艦「関東」が糠海岸で座礁した。杉山の小学生が糠小学校へ登校中の山道から事故を目撃して急を知らせたが、冬の間は杜氏として出稼ぎに行く男性が多く、杉山・神土の女性を中心となって献身的な救助活動を行った。その涙ぐましいまでの救助活動が地区に語り継がれ、海沿いには特務艦関東の遭難の碑が建っている。

越前水仙の摘花・販売は、杉山や神土で早くから行われており、神土では大正11～12年度（1922～1923）に「水仙とりの区内定め」（神土区有文書）を取り決めている。昭和30年代頃には仲買人が水仙をまとめて買い、大阪や中京の市場へ出荷していた。昭和50年代には生産農家も増え、平成7年（1995）には水仙出荷組合が設立されている。さらに越前海岸地域が国定公園に指定され、国道305号のほか海岸線の道路が整備されたことで、水仙は地域の特産物として農業的にも観光的にも特化されていくことになる。

3) 生活・生業の特性

(1) 地域の特性を活かした産業と水仙栽培

糠地区は、山林が大部分を占める旧河野村の中でも特に田畑が少なく、海沿いなどで水のあるわずかな平地は水田、斜面は畑として活用されていた。

糠浦では定置網漁などによる漁業を主な生業としていたが、漁業に出ることができない冬は、男性が杜氏として伏見や灘、遠くは満州までも出稼ぎに行っていた。男性が出稼ぎの間、女性が水仙の摘花・販売を行った。しかし、戦後復興の中で日本酒の量産が図られるようになり、酒造の機械化が進むに伴い、杜氏の需要は減少に転じた。

杉山や神土は、林業を中心とする山村であるが、植林よりはむしろ、換金の早い油桐、漆、楮、桑等を植え、養蚕や自家製塩にも従事した。さらに、断層崖に自生していた水仙を摘花・販売して冬季の副業とし、斜面の畑や棚田にも栽培地を広げていった。とくに杉山は「水仙のふるさと」と呼ばれ、旧河野村全体の水仙出荷の大部分を担っていた。

しかし、戦後は、それまでの林産物が安価な化学製品や輸入製品等に押されて衰退し、国道開通後も依然として交通に不便であり、離村が進んだ。昭和35～55年（1960～1980）の間に、世帯数は杉山で17から7に、神土で14から3に減じ、現在は定住者がいない。この当時、糠では200世帯弱を保っていた。離村が進む中で、糠の住民が田畑を買い、その後、水仙栽培を行うようになった。

(2) 谷筋のわずかな土地に形成された集落

糠集落は、細長い谷筋のわずかな土地に立地することから、人がすれ違うことも困難な細い生活道路や高低差が大きい限られた敷地の中で、石積み等を活用することで切り立った地形に寄り添うように密集して家々が建ち並ぶ特徴的な町並みとなっている。聞き取りによれば、元々は集落中程にある円光寺辺りまでであった町並みが、人口の増加に伴い、奥の水田や畑を宅地に変えて延伸したとされる。かつての糠川を埋めて拡幅した集落中央の道路沿いには、主として木造二階建て、濃鼠色の棧瓦で葺く切妻屋根の住宅が並ぶ。ほとんどの住宅が妻入りで、木製板張りの住宅が多いが、元々半農半漁の村だったためか、典型的農家住宅の特徴が見られるものは少ない。

一方、林業や養蚕に従事した杉山では、妻壁を梁と柱で格子状にした福井県の典型的な農家住宅の特徴が見られる。



図 2-5 円光寺



図 2-6 杜氏関連功労碑



図 2-7 細い路地が入り組んだ糠集落



図 2-8 糠漁港



図 2-9 日本海を見下ろす水仙畑

2-3. 文化的景観の本質的な価値

<越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観>

「越前海岸の水仙畑の文化的景観」は、日本海に面し、対馬海流の影響を受ける比較的温暖な丹生山地西麓の急傾斜地帯において、冬の副業の一つであった水仙栽培を、地域の代表的な生業へと発展させてきた過程を捉えることができる文化的景観である。海に面し広い山林を有する集落においては、海際や山間の谷筋などのわずかな緩傾斜地に居住地が築かれ、その立地特性に応じて稲作を中心とする農業に加え林業・漁業、様々な副業が営まれてきた。当地に自生していた水仙の栽培は、海際の水稲耕作に不適な傾斜地で行われていたが、近代以降の交通網の整備により産業化が促され、他の生業・副業の衰退、戦後の減反政策、水仙の特産品化や観光資源としての活用等を受け、棚田・畑・山林を転作し押し進められた。こうして、海食崖や岩石海岸が雄々しい海岸沿いに、一面の水仙畑が広がる壮観な景観が形成された。

その中でも、越前岬の南方に位置する「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」は、山林が迫る直線的な海岸に面した、半農半漁の集落と、急斜面地に広がる水仙畑からなる集落の構造を顕著に示すものである。



図 2-10 日本海沿いの急斜面地の水仙畑

3. 保存及び活用に関する基本方針

3-1. 保存に関する基本方針

1) 住民と行政の連携により水仙畑の景観の維持・拡大

水仙が咲く景観を地域のかげがえのない共有財産として認識し、住民や水仙農家だけでなく、行政や関係団体が積極的に協力して、水仙畑の景観の維持・発展に取り組む。

2) まとまりのある土地利用の継続

文化的景観を「農用地区域」「集落区域」「海岸区域」「山林区域」の4つの景観単位に区分し、それぞれの景観単位の特徴に応じた土地利用を継続する。特に農用地区域は、水仙畑の維持・拡大を目指すとともに、集落区域は居住地として住み続けられるよう、交流や定住促進を進める。

3) 生業の変遷や集落の歴史を伝える構成要素の保存・活用

集落内の石積みや社寺、杜氏に関連する石造物などを重要な構成要素として保存・活用し、生業の変遷や集落の歴史を後世に伝えていく。

3-2. 活用に関する基本方針

1) 水仙栽培の継続・発展のための支援

水仙栽培については、過疎化や少子高齢化による担い手不足や、シカやイノシシなどによる獣害が深刻化している。文化的景観の価値を伝える根幹である水仙栽培の継続を最優先の課題として、水仙農家や農政部局と連携しながら、営農支援、獣害対策、担い手育成を推進する。

2) 交流・滞在を促す魅力発信

ビジターセンターやビューポイントなどの拠点施設や説明板、案内サイン等の整備に加え、地域の魅力を見つけ、伝える人の育成を推進する。散策ルートの設定や学習会の実施など、来訪者を受け入れ、地域の魅力を伝える体制を整えていく。来訪者が地域に滞在し、住民との交流の中で、水仙栽培・流通など、当地の生業・生活を体験する、体験型・滞在型の交流を重ねることにより、ファンや応援者を増やし、さらには、空き家を活用し移住者・定住者を集落に呼び込む。

3) 統一感のある集落景観の維持

生活の拠点となる集落区域については、修理等の方針を示し、現在の統一感ある文化的景観を維持しながら修理を推進する。また、自然災害等に対応するため、地域防災計画に則り必要な施設整備を検討する。

3-3. 運営体制に関する基本方針

持続的な文化的景観の保存・活用にあたっては、住民と行政、関係団体との連携、協力体制の構築が不可欠である。

1) 地域住民との連携・協力

本計画で示す文化的景観の保存に関する土地利用の基準について、地域住民と文化的景観担当部局とで連携・協力し、集落で一体となって意識啓発していく。

文化的景観の価値を守り発展的に活用していくために、来訪者や関係団体と地域内外の連携を行う。行政はそうした取組に対して各種支援に努めていく。

2) 庁内での連携

文化的景観の保護制度の担当窓口は文化財担当部局に一本化し、事務の煩雑化を防ぐ。

また、文化財担当部局は、景観部局、観光部局、まちづくり部局、農政部局、建設部局などの庁内の関係部局と定期的に連絡会議などを開催して、綿密な情報共有及び役割分担並びに政策的な連携を図る。

3) 福井県、福井市及び越前町との連携・協力

文化的景観「越前海岸の水仙畑の文化的景観」として本質的価値を共有する福井市、越前町、水仙を県花とする福井県と連携協議会を設立して連携・協力をを行い、越前海岸全体としての一体的な保存・活用に関する取組を推進する。

4) 委員会の設置

「(仮称)南越前町文化的景観保存活用委員会」を設置し、関係者による価値の共有化、情報収集を行うとともに、保存・活用の課題について定期的に検証・再検討して、本計画の推進を図る。

4. 保存に配慮した土地利用に関する方針

4-1. 土地利用の方針

糠の集落の立地特性は、集落が海岸近くのわずかな平地に形成され、主な水仙畑は集落の遠隔地である海岸線沿いの斜面地に展開していることである。当地の文化的景観を保存するためには、水仙畑と集落、海岸の景観を一体的に保全していく必要がある。

本計画では、文化的景観を保存調査で明らかにした「農用地区域」「集落区域」「海岸区域」「山林区域」の4つの景観単位に区分し、それぞれについて文化的景観の本質的価値を構成する特徴を挙げ、その土地利用の方針を示す。

1) 農用地区域

(1) 特徴

- ・集落から離れた海岸部の斜面地やわずかな平地において、水仙（ニホンズイセン）を栽培し、出荷している。
- ・かつて水田や畑として利用されていた水仙畑では、石積みが見られる。
- ・水仙収穫後の仕分け・出荷・販売などを行っていた施設が存在している。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
農地	<ul style="list-style-type: none">・農地としての維持保全に努める。・斜面地の水仙畑においては、現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。・石積みが残る水仙畑においては、基本的に現在の形状を保存するように努める。・水仙をシカ・イノシシによる獣害から守るため、景観に配慮しながら防護柵の設置を行う。・遊休農地については草刈り等を行い、水仙畑としての修景に努める。
水仙栽培 関連施設	<ul style="list-style-type: none">・改修等の実施にあたっては、周囲の景観と調和するよう修景を行う。

2) 集落区域

(1) 特徴

- ・糠集落は糠川の河口部からの狭い谷筋に立地し、川の両岸のわずかな土地に密集して家屋が築かれている。
- ・狭い土地を有効利用するため、敷地の基礎部分に石積みが使用されている。
- ・住宅の多くは強い潮風を防ぐために縁側の外に嵌め込みの下見板を用いたり、外壁を木製板張りとし、切妻瓦葺きの平入り構造とする家屋が目立つ。銀鼠色の越前瓦で統一感ある屋根並みも特徴的な景観となっている。
- ・山腹の比較的平坦な土地に立地する杉山や神土では、銀鼠色の越前瓦と妻壁を格子組とした農家住宅が残る。
- ・地域の信仰に関する神事が受け継がれる社寺が集落ごとに点在し、地域の歴史を伝える場所となっている。
- ・越前糠杜氏発祥の地として、歴史や功績を伝える石碑が立てられている。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
集落	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の新・増・改築を行う際は、周囲の家並みに調和するよう努める。 ・前庭等の空間をもつ家屋は、新築時その空間の維持に努める。 ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用することが望ましい。地形に沿った施工とし、周囲の石積みとの調和に努める。 ・水場跡など生活の歴史を現すものは現状を維持する。 ・土地の形質の変更は必要最小限になるよう努める。
神社仏閣・信仰に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を行う。 ・建築物の修繕等を行う場合は従来と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 ・地域で継承されてきた年中行事・祭礼は、地域の生活や習俗の歴史を強く現す要素であるため、行事に合わせてその空間の保存に努める。 ・石仏・石塔などは移動することなく現状を維持する。

3) 海岸区域

(1) 特徴

- ・越前海岸と水仙の咲く斜面地との間を通る国道 305 号では、日本海と水仙を一体的に望むことができ、すいせん快道と呼ばれている。
- ・集落発祥の伝説が残る滝や、女性による難破船の救助活動の歴史を語る慰霊碑などが残る。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
漁港等漁業関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境との調和を図る。
白竜の滝 特務艦関東の遭難の碑	<ul style="list-style-type: none"> ・位置の保存など適切な維持管理を行う。

4) 山林区域

(1) 特徴

- ・山林は、昔は薪炭材やアブラギリ、ミツマタなどを伐採・採集する生活・生業の重要な基盤の一つであったが、現在は一部で杉の植林が行われている。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
山林	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園として保全されており、今後も現状維持を基本とする。 ・植林地は樹木の性質を踏まえ、状況に応じた間伐等の適切な維持管理に努める。

5) 各区域に共通する構成要素以外の土地利用の方針

要素	土地利用の方針
公共施設、 観光・商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・改修等の実施にあたっては、周囲の景観との調和に努めるとともに、落ち着いた色彩を基調とするよう努める。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の連続性を阻害しているものは、修景に努める。
	自動販売機
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県屋外広告物条例の第1種禁止地域のため、一般広告物・案内広告物の設置はできない。 ・自家用広告物を設置する場合は、福井県屋外広告物条例の許可基準に則り許可を得て設置すること。また、その場合は周辺環境に調和した質の高いデザインとなるよう配慮する。
太陽光発電設備、 風力発電設備 その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、太陽光発電設備は設置しない。 ・家庭用太陽光発電設備を設置する場合は地上設置を避け、道路や公共の場から容易に望見できない位置とし、周辺の環境と調和したものとする。 ・原則、風力発電設備は設置しない。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とする。 ・景観に配慮したガードレールの設置・改修などの検討を行い、文化的景観への影響の軽減に努める。 ・改良・復旧工事などは、周囲の景観に配慮した工法を検討する。 ・既存の道路の美化・修景に加え、自然散策路の整備・充実を検討する。
河川・用水路	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の河川について維持管理を行い、現状地形の保存に努める。 ・護岸工事を行う場合は、文化的景観に配慮した材料・工法を検討する。 ・生活、生業のために導かれた歴史的な用水路は、現状維持に努める。
駐車場、ごみ集積所等	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、ごみ集積所等は、形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、地区の景観と調和するよう配慮する。



図 4-1 糠における景観単位の区域

4-2. 行為規制の方針

1) 既存法令による行為規制

計画対象範囲には、景観法や屋外広告物条例による行為規制のほかに、自然公園法や農地法など、既存の法令及び条例による行為規制が適用される。

関係法令	対象範囲	許可・届出	行為規制の内容
自然公園法	第2種特別地域・第3種特別地域	許可	・建築物、一般工作物、広告物、土地形状変更、木竹の伐採等には許可が必要
景観法 (南越前町景観条例)	景観計画区域	届出	・建物の高さが13mを超え、又は延べ床面積が500㎡を超える建築物の新築、改築若しくは移転又は増築には届出が必要など
屋外広告物法 (福井県屋外広告物条例)	第1種禁止地域	許可	・広告物等を表示し、又は設置する場合は許可が必要
農地法	農地	許可	・農地転用及び農地転用をするための権利設定又は移転をする場合は許可が必要
道路法	国道・県道・市町道	許可	・電柱・広告塔などの設置を行う場合は許可が必要（道路占用許可）
河川法	河川区域	許可	・工作物の新設、改築又は除去、土地の現状変更等を行う場合は許可が必要
森林法	保安林	許可	・立木の伐採、土地の形質変更等を行う場合は許可が必要
	民有林	許可 届出	・1haを超える開発の場合は許可が必要 ・立木を伐採する場合は届出が必要
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	許可	・水の放流、切土、掘削、盛土、立木林の伐採、土石の採取又は集積、急傾斜地の崩壊を誘発する行為、急傾斜地の崩壊防止施設以外の工作物の新築・改良等を行う場合は許可が必要
砂防法	砂防指定地	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転または除却には許可が必要など
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	許可	・開発行為を行う土地の区域内に建築を予定している建築物が住宅、社会福祉施設、学校及び医療施設である場合は許可が必要
漁港漁場整備法	糠漁港区域	許可	・水域または公開空地において工作物の建設・改良・土砂の採取、土地の掘削、盛土、汚水の放流、汚物の放棄、水面若しくは土地の一部の占用をする場合は許可が必要
海岸法	海岸保全区域	許可	・土砂の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等の新築・改築、土地の掘削、盛土、切土などを行う場合は許可が必要
漁業法	漁場の区域	許可	・漁業権の設定を受ける場合は許可が必要
福井県・南越前町文化財保護条例	指定文化財	許可	・現状の変更やその他保存に影響を及ぼす場合は許可が必要

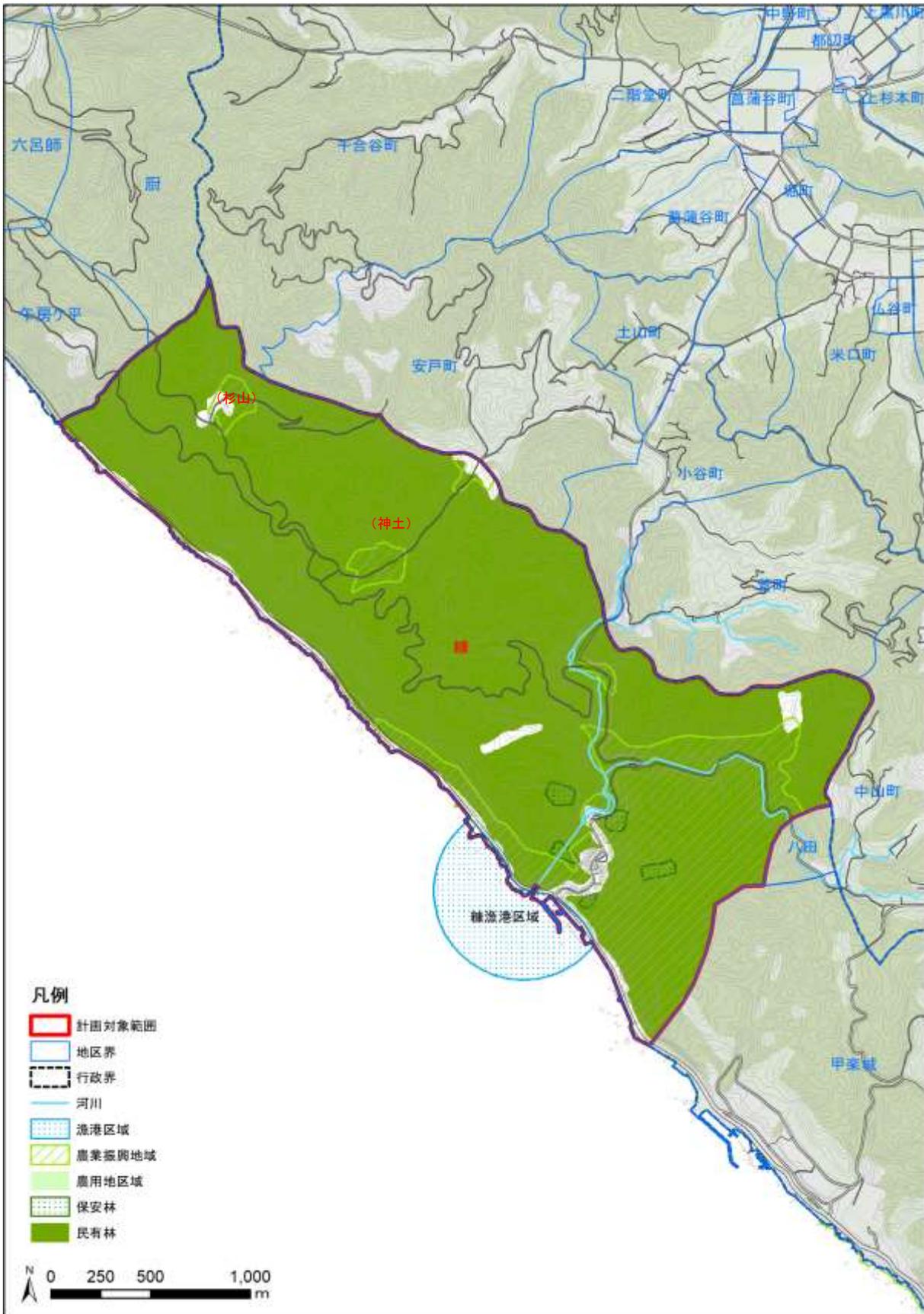


图 4-3 農業振興地域・農用地区域・保安林・民有林

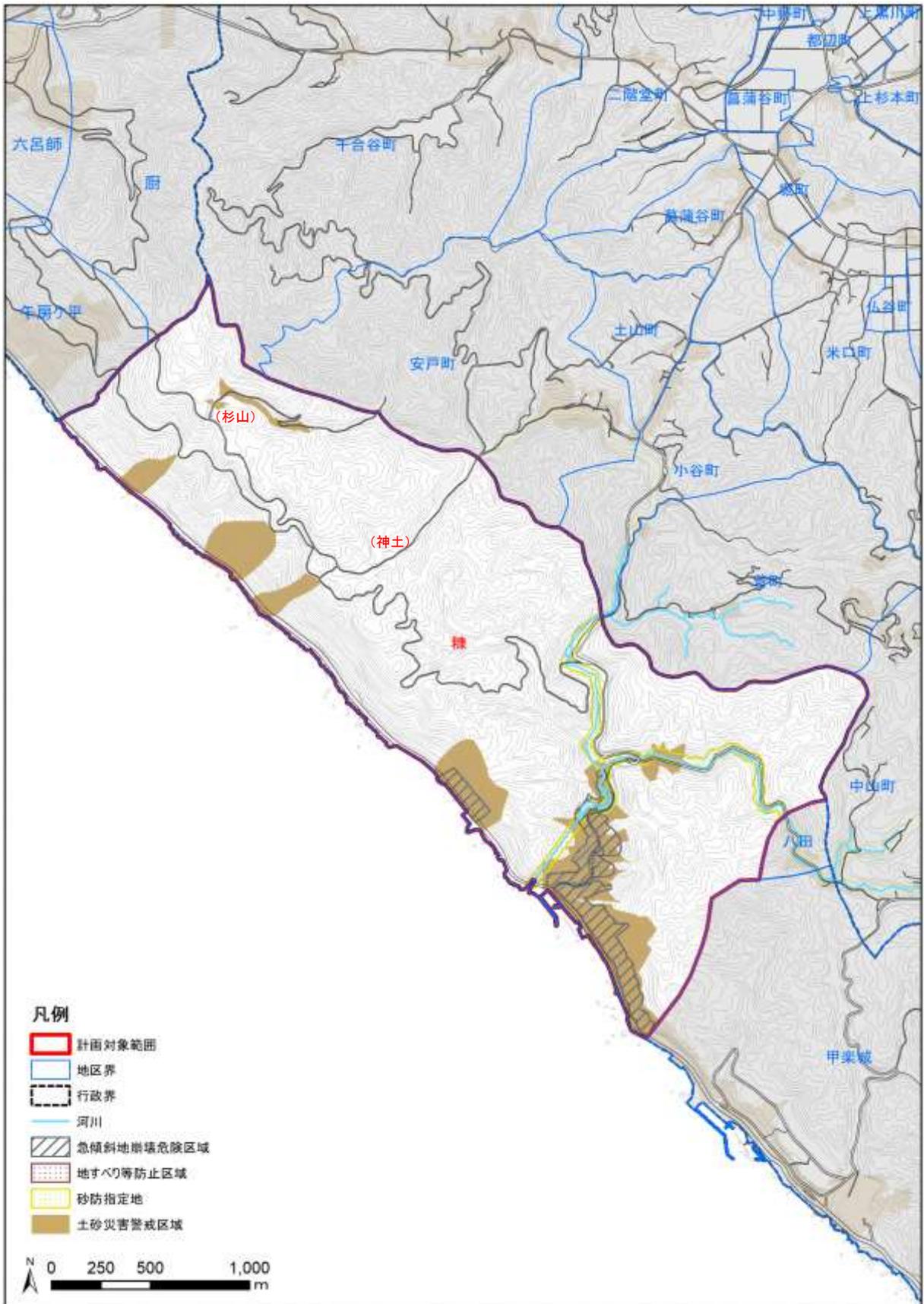


图 4-4 急傾斜地崩壊危険区域・地すべり等防止区域・砂防指定地・土砂災害警戒区域

2) 重要文化的景観の現状変更等の取扱基準

計画対象範囲内において、文化庁長官への届出が必要となる行為は、重要な構成要素の現状変更等である（平成 20 年 20 庁財第 148 号 各都道府県知事・各都道府県教育委員会・文化庁関係各独立行政法人の長あて文化庁文化財部長通知）。

なお、重要な構成要素については第 7 章に記載する。

(1) 届出が必要な行為

滅失又はき損（文化財保護法第 136 条）及び現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（文化財保護法第 139 条、以下「現状変更等」）がある場合には、事前に文化財担当部局と協議を行い、福井県や文化庁との調整や「(仮称)南越前町文化的景観保存活用委員会」での審議を踏まえ、文化庁長官に対して届出を行うものとする。届出の種類と提出期限は表 4-1 のとおりとする。ただし、表 4-2 に示す行為については届出を要しない。

重要な構成要素ごとの維持・保存する基準は第 7 章及び「重要な構成要素個票」に記載し、その運用については文化財担当部局が行う。

表 4-1 届出が必要な行為

届出の種類	届出が必要な行為	届出者	提出期限
滅失	重要な構成要素が焼失、流失等により滅失した場合	所有者等	滅失・き損を知った日から 10 日以内
き損	重要な構成要素が災害等により大きく破損した場合	所有者等	
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> 重要な構成要素の現状変更（物件の種別ごとに定める行為） 重要な構成要素以外の現状変更により、重要な構成要素の保存に影響を及ぼすと考えられる行為 	現状変更等をしようとする者	現状変更等をしようとする日の 30 日前まで

表 4-2 届出を要しない行為

届出の種類	届出を要しない行為
滅失	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない行為（平成 17 年文部科学省令第 10 号第 4 条に定められている範囲）
き損	
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> 維持の措置^{※1} 非常災害のために必要な応急措置 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

※1：平成 17 年文部科学省令第 10 号第 7 条で定める以下の行為

- ・文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化的景観をその選定当時の原状に復するとき
- ・文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置を執るとき
- ・文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

5. 活用に関する方針

5-1. 活用の考え方

第3章で示す基本方針を踏まえ、水仙畑を中心とした文化的景観の価値を将来にわたり継承し、また地域の魅力を共有して広く伝えていくための取組を実施していく。そのために、「水仙栽培の継続・発展のための方針」「魅力発信・地域活性化のための方針」「修理等の方針」「防災に必要な施設整備の方針」の各項目を示し、文化的景観の活用を推進する。

5-2. 水仙栽培の継続・発展のための方針

1) 水仙栽培に対する支援

水仙畑の景観保全とその活用にあたっては、生業としての水仙栽培の継続が不可欠である。収益を向上させるため、水仙の出荷本数の拡大を図り、栽培試験及び生産農家の巡回指導などを実施する。

- ・ 文化的景観の選定に伴う付加価値をつけた販売促進
- ・ 知名度向上による特産品としてのブランド化、新たな販路の拡大
- ・ 不耕作地における草刈り等の修景
- ・ 急斜面地の水仙畑における遊歩道を兼ねた作業路の整備に対する支援

2) 獣害対策への支援

近年被害が広がるシカ、イノシシなどによる獣害対策は喫緊の課題であり、行政、住民、関係機関が連携して効果的な獣害防止柵や罠の設置を進めるとともに、その他有効かつ継続可能な対策を検討する。また、被害を受けた圃場の復旧及び維持管理に対する支援も行っていく。

- ・ 獣害防止柵の設置に対する支援
- ・ 有害獣の捕獲及び狩猟免許取得に対する支援
- ・ シカの嗜好性植物の栽培など獣害対策の研究
- ・ シカ、イノシシのジビエとしての活用



図 5-1 獣害防止柵

3) 体験的・実践的な学びをととした水仙栽培の担い手の育成

集落及び水仙栽培の担い手を維持し、地域経済を活性化するため、地元の大学や高校と連携し、学生による水仙栽培体験を促進していく。越前水仙の栽培や販売、プロモーション、水仙まつりへの協力などを行うことで越前水仙の魅力に気づき、その魅力を伝える人材を育てる。また、広く一般から改植ボランティアや水仙畑オーナーを募集し、水仙栽培への理解と関心を高め、農業従事や移住・定住の促進を図る。

- ・ 地元の大学や高校と連携した水仙栽培体験の促進
- ・ 学校教育、生涯教育における水仙を教材とした普及活動の推進
- ・ 担い手確保のための新規就農者に対する支援
- ・ 上記活動拠点や宿泊場所として、空き家の活用や農泊の検討

5-3. 魅力発信・地域活性化のための方針

1) 拠点施設等の整備

文化的景観の価値や水仙畑の歴史などを紹介する拠点施設の整備を図る。施設は既存の公共施設などを活用することを検討する。また、文化的景観を一望できる場所等には視点場を整備する。

◎拠点施設（ビジターセンター）の整備

◎視点場（ビューポイント）の整備

2) 「魅力を見つけ、伝える人」の育成

文化的景観の魅力を知ってもらうためには、伝える人の存在が不可欠である。現在、糠地区には地元ガイドの組織はなく、観光協会や商工会などと連携しながらそうした人材の育成を図る必要がある。方法としては、保存調査を基にした地元での学習会を定期的に開催するほか、まち歩きツアー等を企画する。

・文化的景観の魅力伝える人材の育成

◎ローカルフォトプロジェクトの開催（地域の魅力をつくっている人の撮影・取材を行いながら地域の魅力を見つけ発信）

・地域おこし協力隊と連携したイベント等の企画

3) 情報発信の促進

福井市、越前町と連携して開催している「水仙まつり」等のイベントを文化的景観の魅力発信の場に活用するなど、周辺市町と広域的に連携し文化的景観の価値をPRしていく。また、SNSなどを使ってWEBでもその魅力を広く世界に情報発信する。

・地元で活動する華道の団体と連携した水仙の魅力の発信

・既存の方法に囚われない新しい水仙のプロモーション



図 5-2 水仙を花材とした古典立華

4) 説明板、案内サインの設置

住民、観光客、来訪者等が、現地で文化的景観や重要な構成要素についての情報を得るために、説明板、案内サインの計画的な整備を図る。各種サインの設置にあたっては、サインに関するガイドラインなどを作成し、周囲の景観に配慮した色や形状、わかりやすい案内、インバウンドに対応する多言語表示となるように配慮する。また、案内サイン設置と併せて文化的景観を回遊し、生活・生業の体験を提供する散策ルートマップなどを作成して、回遊性の向上を図る。

◎説明板、案内サインの整備

◎散策ルートマップの作成

※「◎」は福井市、越前町、南越前町の広域連携事業

5-4. 修理等の方針

計画対象範囲内の構成要素について、修理・修景を推進する。文化庁の文化的景観保護推進事業国庫補助金を活用し、補助対象の基準を満たすものには経費の一部を補助する。

重要な構成要素の修理等は個票に示された内容に沿うものとし、それ以外の構成要素については土地利用の方針、南越前町景観計画の景観形成基準、自然公園法の許可基準等を踏まえることとする。本節では、そうした基準と併せて留意すべき点について整理する。

1) 集落区域における修理等の方針

(1) 家屋

家屋は基本的には現状維持を目的とした修理とする。その際、当地域の伝統的家屋に見られる特徴が対象家屋に確認できる場合にはその保存に努めるが、修理は一律に行うのではなく、個々の家屋の歴史的変遷を尊重した修理を行うように心がけ、現代における生活ニーズも勘案する。

修理に当たっては、必要に応じてヘリテージマネージャー等による建物調査を実施し、修理方針に反映させる。

(2) 社寺建造物

修理に対する基本的方針は家屋と同様である。社殿等の主要建造物のうち歴史的建造物については、可能な限り現状維持のための修理を行い、内部空間については関係者の意向も尊重し、建物の歴史的変遷のほか、利便性にも配慮した修理を行う。それ以外のものについては、境内景観の向上に資する修景を行う。

(3) 石積み

修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努める。地形に沿った施工とし、周囲の石積みとの調和を図る。また、各種法令等の制限により現状復旧が困難な場合には、現状の記録を取った上で既存の石積みや周辺景観に配慮した工法を選択することとする。

2) 重要な構成要素の所有者等とのコミュニケーション

重要文化的景観への選定後も、重要な構成要素の所有者や管理者への働きかけを継続して行う。関連する規制や支援、また文化財としての価値について定期的に周知するとともに、日頃から関係者と積極的にコミュニケーションをとることで、建物の保存について問題等が生じた場合に、所有者が町担当者へ相談しやすい環境づくりを進める。

3) 修理等に関わる人材の育成

修理には、歴史的建造物の修理や文化財の保護に対して高い関心と確かな知識をもつ建築設計者及び工務店、職人等の人材が不可欠である。県内の職人を把握して人材バンクの構築を図るほか、ヘリテージマネージャー等で組織するふくいヘリテージ協議会と

連携し、各種研修を行い、修理事業への参加を促していく。

5－5．防災に必要な施設整備の方針

地震や大雨等の自然災害による被害を最小限に抑えるため、地域防災計画に則り、計画的な整備に取り組んでいく。また、集落においては、防火対策として消火設備の設置などについて検討する。

6. 保存及び活用に必要な運営体制に関する方針

6-1. 運営体制の考え方

文化的景観の保護は、文化財の枠を超えて、行政各部局や関連団体・地域住民が連携していくことが重要となる。その中で、取組等の役割を分担し、共通の目標に向かって進んでいくことが必要である。しかし現状は、それぞれが危機意識を感じているものの、行政の施策においては関連部局間の連携が十分ではなく、また関連団体や地域住民の理解と協力を得た総合的な取組が行われているとは言い難い。

今後は、本計画を柱として連携を強化し、所有者等に対する十分な支援体制を構築していくこととする。

運営体制については、大きく保存と活用とに分けて整理するが、この二つは切り離して考えられるものではなく、包括的に確認し、検討していくべきものである。運営における関連組織の役割を十分に整理した上で、各組織の代表から成る「(仮称)南越前町文化的景観保存活用委員会」を設置して、保存・活用の課題について定期的、継続的に協議する体制を構築する。

6-2. 関連組織とその役割

1) 保存に関する体制

(1) 行政の役割

第4章に示したとおり、保存が必要な景観構成要素については「重要な構成要素」として特定し、価値を踏まえた保存措置を図る。それ以外の構成要素等については、南越前町景観計画に基づく景観形成基準や自然公園法の基準を適用し、その保護を図っていく。

文化的景観保護制度の担当窓口は、文化財担当部局とする。景観計画の運用に関しては景観担当部局が担当し、景観計画による保存措置については、対象行為を実施する場合には原因者（所有者等）からの届出を景観担当部局が受理し、景観形成基準との適合について審査を行う。その際、文化財担当部局とも情報を共有し、文化的景観の価値もふまえ、必要に応じて原因者と計画修正等の協議を実施することとする。

自然公園法における許可申請については福井県環境部局が所管していることから、事前協議等について県・町間で十分な情報共有を図るものとする。

南越前町庁内では、文化財担当部局が主体となり、景観担当部局・建設部局・農政部局などの関係部局との連携を図り、保存管理の方針等について適宜庁内の連絡会議などを開催して情報共有を行うものとする。

(2) 住民・事業者・住民団体の役割

地区内の住民や不動産の所有者、事業者などは、本計画に示す土地利用の方針及び南越前町景観計画の景観形成基準、自然公園法の許可基準等を遵守し、現状変更行為等を予定する場合は、文化財担当部局及び県環境部局と事前協議を行う。その後、基準に沿って計画し、届出または許可申請を行う。

また、重要な構成要素については、滅失又はき損の場合は所有者等が、現状変更等を行うにあたっては行為者が、文化財担当部局と事前協議を行い、重要な構成要素個票において特定された内容に該当する場合には、文化庁長官への届出を行うものとする。

なお、糠集落におけるき損については、文化財担当部局及び所有者等と事前協議の後、各自治会が文化庁長官へ届け出ることとする。

(3) 専門家の役割

ヘリテージマネージャーや学識経験者等の専門家は、南越前町からの要請により、物件の調査や知見による助言を行う。また、現状変更等や整備に当たっての審議の場である「(仮称)南越前町文化的景観保存活用委員会」の委員となった場合は、文化財担当部局からの諮問に対して答申する。

2) 活用に関する体制

(1) 行政の役割

活用においては、関連する部局との役割分担及び連携が不可欠である。庁内のまちづくり部局、観光部局、農政部局などの担当部局が中心となり、他の関連部局との綿密な情報共有や政策的な連携を図る。

地域住民に対しては、水仙畑の維持・拡大にむけて、水仙栽培の課題と対策を協議する意見交換会や新たな水仙の活用を検討するワークショップを開催しながら連携を図っていく。また、重要な構成要素の修理現場の公開やサイン等整備の検討会などへの参加を促し、文化的景観についての学びの場を設ける。

(2) 地域住民等の役割

文化的景観の価値を守り、それを活用しながら後世に伝えていく上で重要となるのは、その地で暮らす人々の力である。地域の課題は何なのかを把握し、それらの不安要素を取り除くための仕組みを行政や関連組織と連携しながら検討していく。住民は自らの生活をより良くするため、コミュニティ内の連携を図り、来訪者との交流も積極的に行うことで地域の活性化を図る。行政はそうした取組に必要な人材・資金等の支援に努めていく。

3) 関連組織との連携

(1) 文化的景観関連自治体との連携

重要文化的景観選定を主導した福井県、そして文化的景観「越前海岸の水仙畑の文化的景観」として本質的価値を共有する福井市、越前町と「(仮称)越前海岸の水仙畑の文化的景観保存活用連携協議会」を設立し、緊密な連携・協力を行うことで、越前海岸全体としての一体的な保存・活用に関する取組を推進する。また、行政間の連携にとどまらず、地域組織・住民が交流し、相互の魅力を高めあえるような協力体制を構築する。

(2) 教育機関との連携

地域デザインや新たな産業の創出には、外部視点が入ることによって得られる成果が多い。特に高齢化が進む当地区においては、若者の視点や協力が地域に大きな活力を与える。県内の大学等の協力を得て、学生などのアイデアや活力も積極的に活用する。

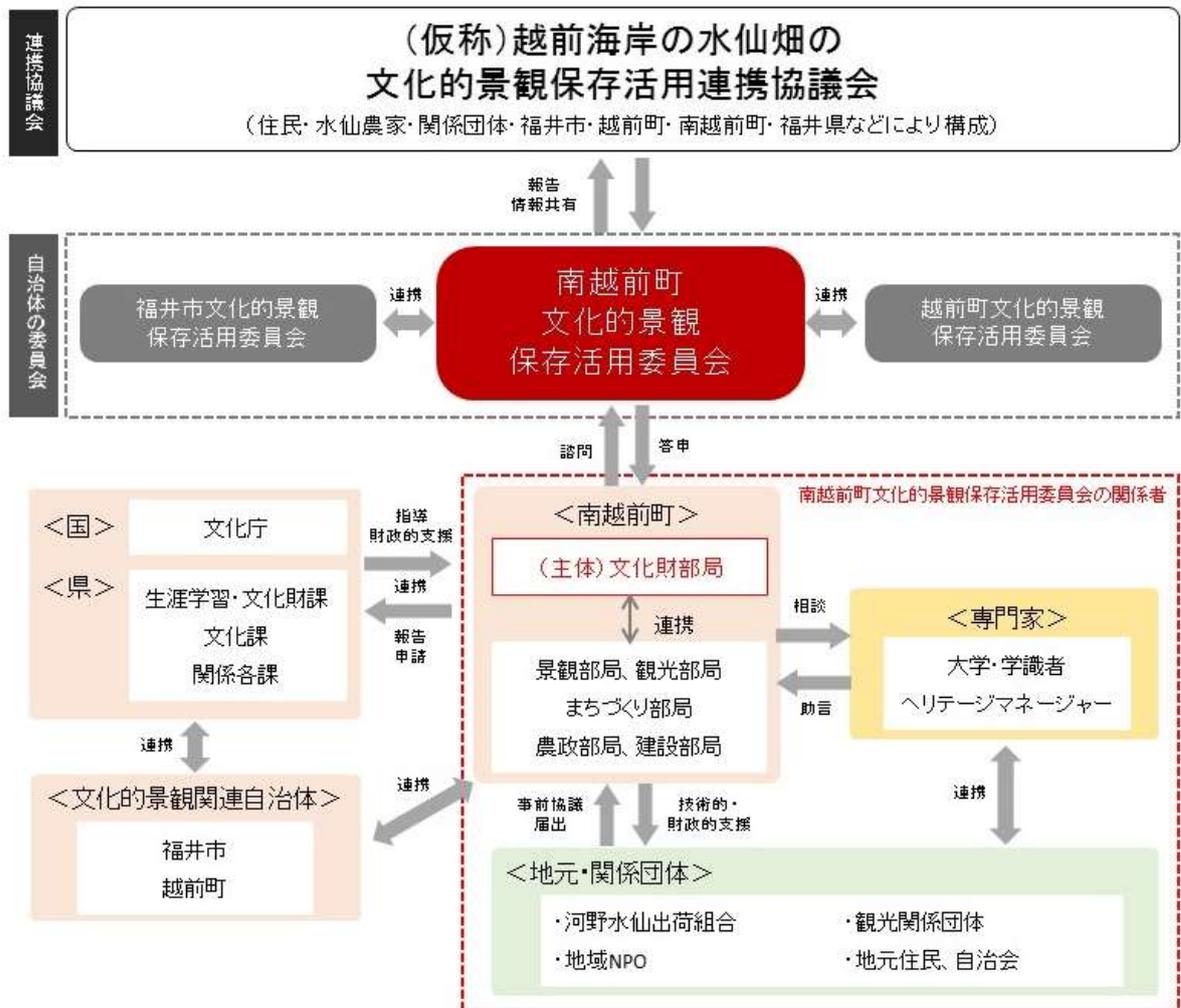


図 6-1 文化的景観の保存・活用体制

7. 重要な構成要素

7-1. 重要な構成要素

文化的景観の重要な構成要素とは、「文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態、意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素」のことをいう。

「越前海岸の水仙畑 文化的景観保存調査報告書」において、文化的景観の景観構成要素を抽出し、この内、有形かつ不動産で、文化的景観の本質的価値を担保するために特に重要であり、かつ、将来にわたり保存することに対して、所有者等の同意が得られたものを「重要な構成要素」として特定する。

表 7-1 重要な構成要素一覧

No	名称	景観単位	所在地	所有者等
1	水仙畑（字 浜大比良）	農用地区域	糠 57-1 ほか	個人
2	水仙畑（字 上之浜）	農用地区域	糠 222-28	個人
3	水仙畑（字 南長谷）	農用地区域	糠 186-38	個人
4	糠集落	集落区域	糠	糠区、福井県、南越前町
5	十九社神社		糠 15-35	十九社神社
6	松尾神社		糠 210-26-1	個人
7	円光寺		糠 15-6-1	円光寺
8	杜氏関連功労碑（松尾神社）		糠 210-26-1	個人
9	杜氏関連功労碑		糠 16-4	個人
10	白竜の滝		海岸区域	糠 230-74
11	特務艦関東の遭難の碑	糠 106-1-1、111-1-14		南越前町

7-2. 重要な構成要素の保護の方針

下表に、重要な構成要素の種類ごとに保護の方針を示す。

表 7-2 重要な構成要素の保護の方針

景観単位	重要な構成要素	現状変更行為	協議による 修理・復旧	補助対象
農用地 区域	水仙畑	地形の改変	○	○
集落 区域	糠集落	家屋	新築・増築・改築・取り壊し	○
		石積み	改修・取り壊し	○
	十九社神社	新築・増築・改築・移転	○	○
	松尾神社	新築・増築・改築・移転		
	円光寺	新築・増築・改築・移転		
杜氏関連功労碑	改修・移転			
海岸 区域	白竜の滝	改修	○	○
	特務艦関東の遭難の碑	改修・移転	○	○



図 7-1 重要な構成要素位置図（全域）



図 7-2 重要な構成要素位置図 (集落区域)

7-3. 重要な構成要素「糠集落」の保存方針

1) 面的保存の方針

糠集落は、糠川が流れる細長い谷筋の僅かな平地に集落を形成し、田畑だけではなく山林や海での生業も糧にしながら生活が営まれてきた。地形的な条件と生活・生業との結びつきなどの点で、文化的景観の本質的価値を担っている。

したがって、糠集落においては、文化的景観を構成する諸要素を一体的に保存することで、この特徴的な農村の営みを維持・継続していく。

については、糠集落の自治組織である糠区からの団体同意によって、集落区域一帯を重要な構成要素「糠集落」として特定し、面的な保存措置を取ることとする。

2) 面的保存の対象となる諸要素

(1) 家屋

糠集落の家屋は、糠川に沿った平地の少ない土地に築かれているため、山間地の杉山集落の家屋に比べて規模が小さい。元々半農半漁の村であったため、典型的農家住宅の特徴である格子組はないものの、厳しい浜風による塩害に備えるため外壁を木製板張りとし、屋根は銀鼠色の瓦屋根とするものが目立つ。兼業が多いため、伝統的な農家住宅や水仙農家の特徴となるような間取りは特に見られず、水仙の仕分け作業等は玄関先や作業小屋を使って行われている。

以上のような特徴は、建築様式等の変遷による多少の変化はあるものの、現在でも継承されてきている。そのため、多様な家屋が混在しながらも、一体感のある景観が形成されている。

よって、個々の家屋の歴史的変遷を十分に考慮した上で、区域全体の家屋の特徴的要素の保存を図り、重層性のある農村の景観を継承していく。ただし、文化的景観における家屋の保存措置は、原則、外観に対して行うものとする。家屋内部についての保存措置は規定しないが、特徴的な要素が認められる場合は可能な限り保存に努めるものとする。

(2) 石積み

糠集落は高低差のある狭い谷筋に立地することから、斜面地では敷地の基礎部分に石積みが使用されてきた。現在ではコンクリートで埋められてしまったものが多いが、こうした石積みは狭い土地を有効利用するために生み出された技術であり、土地利用に関する価値を支えるものとして重要である。当地区の景観を特徴づけるものとして保存対象とする。

(3) 石造物（石仏）

集落内には、湧水地に関わる石造不動明王像などが祀られており、地域の信仰を現すものとして保存対象とする。

3) 現状変更の取扱い

事前に現状変更の計画を把握した上で、文化財担当部局を窓口にも本計画に基づいたものとなっているか確認・協議を行う。

表 7-3 糠集落における保存対象諸要素に対する措置

保存対象		維持・保存する基準	補助事業対象
家屋	敷地	● 現状維持又は周辺の景観と調和した規模・形状とする。	・現状変更取扱基準(20頁)を遵守し、維持・保存する基準(左列)及び集落の典型的な家屋の基準(表7-4)に適合した家屋の修理等
	高さ	● 現状維持又は2階建て以下とする。	
	形態	● 景観形成基準に従う。	
	色彩	● 周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。	
	素材、材料	● 景観形成基準に従う。	
	附帯設備等	● 景観形成基準に従う。	
石積み		● 既存の位置や高さ、石材等を可能な限り現状維持する。地形に沿った施工とし、周囲の石積みとの調和を図る。	・現状変更取扱基準(20頁)を遵守し、維持・保存する基準(左列)に適合した石積みの修繕
石造物(石仏)		● 現状を維持する。	・現状変更取扱基準(20頁)を遵守し、維持・保存する基準(左列)に適合した石造物の修繕

表 7-4 集落の典型的な家屋の基準

構造・工法	● 木造在来工法を基本とする。
形態	● 屋根の形状は原則2方向以上の勾配を有すること。切妻造、寄棟造、入母屋造を基本とする。
素材、材料	● 銀鼠色の瓦や漆喰塗り、木製板張りなど伝統的素材等を使用する。

重要な構成要素の個表

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
1	農用地区域	すいせんばたけ あざ はまおひら 水仙畑 (字 浜大比良)	糠 230-57-1 ほか	個人

概要・価値

- ・杉山集落の「水仙山」と呼ばれていた地域で、もともとは水田や畑だった斜面の耕作地を昭和 40 年代以降に水仙栽培へ転用し現在も露地栽培が行われている。
- ・農耕に関する景観として重要。

維持保存する基準

- ・現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。
- ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努める。



No.	景観単位	名 称	所在地	所有者等
2	農用地区域	すいせんばたけ あざ うえのはま 水仙畑 (字 上之浜)	糠 222 字 28	個人

概要・価値	<ul style="list-style-type: none"> ・もともとは杉山の住民が所有していた海岸沿いの耕作地を糠の住民が購入し、転用した水仙畑。昭和 50 年頃までは水田として利用されていた。 ・農耕に関する景観として重要。
-------	---

維持保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。
----------	---



No.	景観単位	名 称	所在地	所有者等
3	農用地区域	すいせんぼたけ あぎ みなみはせ 水仙畑 (字 南長谷)	糠 186-38	個人

概要・価値

- ・もともとは畑だった斜面の耕作地を昭和 50 年代以降に水仙栽培に転用し、現在も露地栽培が行われている。
- ・農耕に関する景観として重要。

維持保存する基準

- ・現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。



No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
4	集落区域	ぬかしゅうらく 糠集落	糠	糠区、福井県、 南越前町

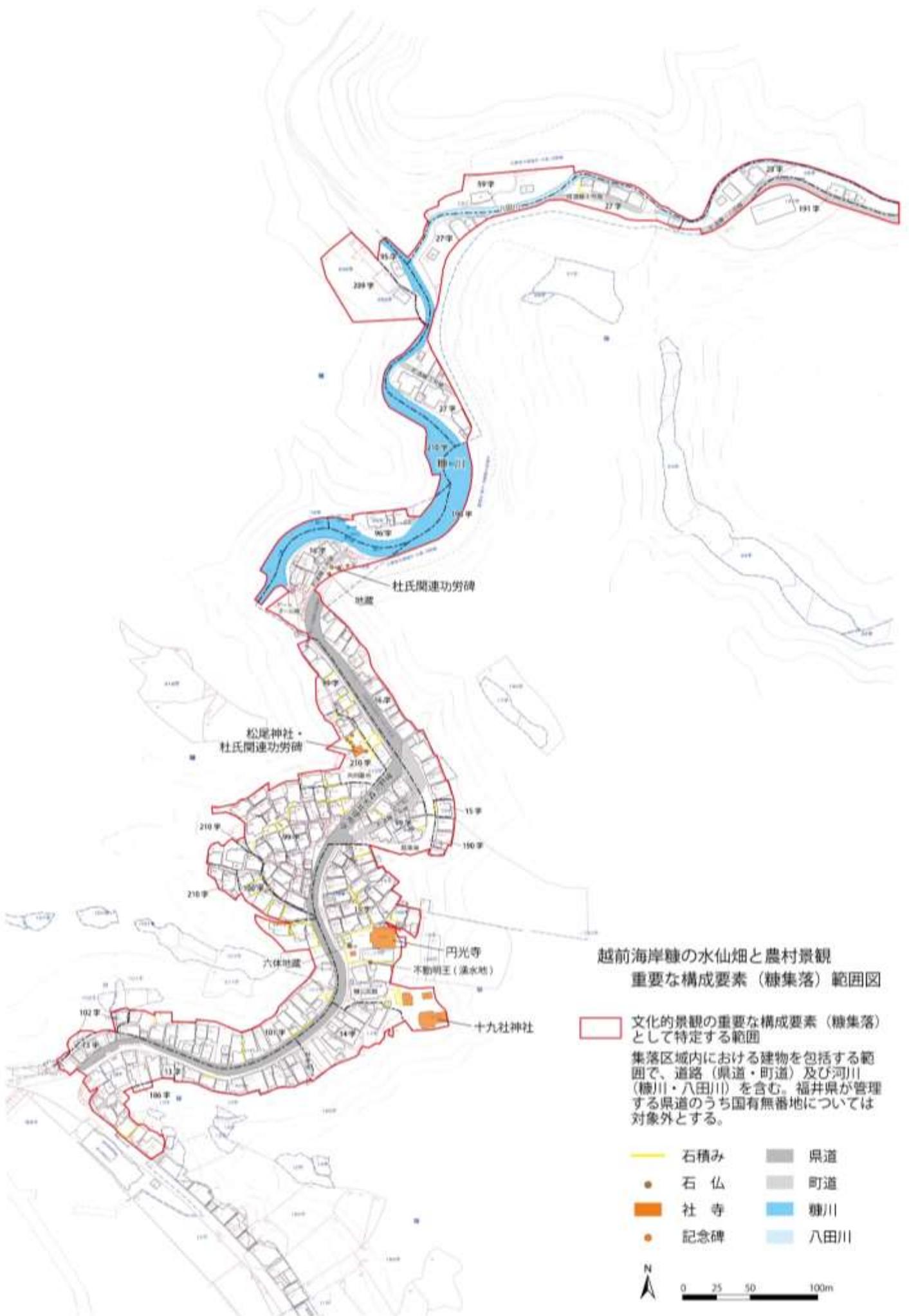
概要・価値

・糠集落は、糠川が流れる細長い谷筋の僅かな平地に集落を形成し、田畑だけではなく山林や海での生業も糧にしながら生活が営まれてきた。地形的な条件と生活・生業との結びつきなどの点で、文化的景観の本質的価値を担っている。

維持保存する基準

・保存活用計画書「7-3. 重要な構成要素「糠集落」の保存方針のとおり」





No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
5	集落区域	じゅうくしゃじんじや 十九社神社	糠 15-35	十九社神社

概要・価値	<p><small>おおどちのみこと</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大戸道尊を御祭神とし、あわせて十九神（七仏薬師・十二神将）を祀る。 ・慶応2年(1866)に村の大半を焼失した大火の際にも、氏子たちにより御神体は持ち出され被災を免れたと伝わる。 ・本殿及び拝殿は再建、改修を経て新築されたが、薬師堂と門は旧状を留めている。 ・火祭りや秋祭りなどの祭事が行われており、歴史・信仰の観点から重要。 <p>【保存対象】本殿及び拝殿（位置）、門、薬師堂</p>
-------	--

維持保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・本殿及び拝殿は、昭和58年に新築されたRC造の建物ではあるが、地域の信仰の場として重要であり、境内景観の向上に資する修景を行う。 ・門及び薬師堂については現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。
----------	---

写真	 <p style="text-align: center;">本殿及び拝殿</p>  <p style="text-align: center;">門</p>  <p style="text-align: center;">薬師堂</p>  <p style="text-align: center;">境内地</p>
----	--

位置図	 
-----	--

【保存対象】本殿（位置）

規 模：3.6m×3.0m

構造形式：RC造 流造 銅板葺

建築年代：昭和58年(1983)

特 徴：大戸道尊を御祭神とし、あわせて十九神（七仏薬師・十二神将）を祀る。明治時代までは円光寺住職が別当職を務め、十九社大権現じゅうくしゃだいごんげんとも呼ばれた。昭和58年、境内地が拡張されるとともに現在地に新築された。



側面



側面

【保存対象】拝殿（位置）

規 模：8.2m×7.5m

構造形式：RC造 唐破風入母屋造 銅板葺

建築年代：昭和58年(1983)

特 徴：本殿ともに昭和58年に新築された。北前船や軍艦などの絵馬が奉納されている。



正面



側面

【保存対象】門

規 模：7.2m×4.0m

構造形式：木造 入母屋造 棧瓦葺

建築年代：明治時代初期

特 徴：現在の参道が整備された明治初期の建築。御神輿と祭礼用具が格納されている。



正面



側面

【保存対象】薬師堂

規 模：2.1m×2.1m

構造形式：木造 流造 棧瓦葺

建築年代：江戸時代

特 徴：十九社神社が当地に遷座する以前から存在したと伝わる。薬師如来を祀る。



正面



側面

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
6	集落区域	まつおじんじゃ 松尾神社	糠 210-26-1	個人

概要・価値

- 酒神として信仰される京都嵐山の松尾大社の御分身を祀る。糠杜氏組合により大正2年(1913)に創建されたもので、境内には酒造功労碑がある。生活・信仰の観点から重要。

【保存対象】社殿

維持保存する基準

- 現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。



【保存対象】社殿

規 模：3.9m×5.8m

構造形式：木造 流造 銅板葺

建築年代：大正2年(1913)

特 徴：本殿と拝殿が一体となっている。



正面



側面

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
7	集落区域	えんこうじ 円光寺	糠 15-6-1	円光寺

概要・価値	<p>・神護景雲2年(768)泰澄大師<small>たいちようたいし</small>の創建といわれ、秘仏として泰澄大師自作の木造十一面観音菩薩立像(県指定文化財)が伝わる。歴史・信仰の観点から重要。</p> <p>【保存対象】本堂、鐘楼、地藏堂</p>
-------	--

維持保存する基準	<p>・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。</p>
----------	--------------------------------

写真		
		本堂
		
	鐘楼	地藏堂

位置図		

【保存対象】本堂

規 模：13.8m×13.8m

構造形式：木造 宝形造 棧瓦葺

建築年代：慶応4年(1868)

特 徴：本堂は慶応2年(1866)の大火後に再建されたもので、7間四面。御本尊の阿弥陀如来立像や秘仏・十一面観音菩薩立像のほか多くの仏像を安置する。

本堂背面の離れ（昭和31年）と庫裏は保存対象外とする。



正面



背面

【保存対象】鐘楼

規 模：2.3m×2.3m

構造形式：木造 切妻造 四本柱 棧瓦葺

建築年代：昭和13年(1938)

特 徴：糠の大工により再建されたものと伝わる。



正面



側面

【保存対象】地蔵堂

規 模：2.4m×1.0m

構造形式：木造 切妻造 棧瓦葺

建築年代：昭和初期

特 徴：六体地蔵を安置する。



正面



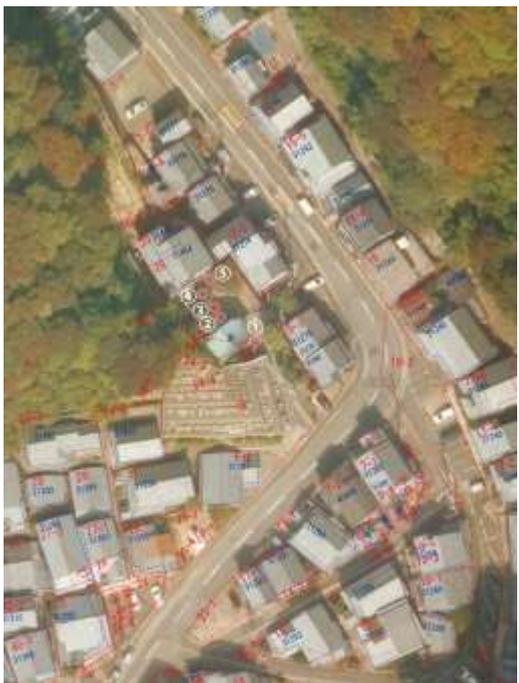
六体地蔵

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
8	集落区域	とうじかんれんこうろうひ 杜氏関連功労碑 (松尾神社)	糠 210-26-1	個人

概要・価値	<p>・糠は半農半漁の村であったが、漁に出られない冬の生業として他国での酒造りの出稼ぎが広まった。明治44年(1911)には「越前糠酒造杜氏組合」が組織され、京都伏見はもとより兵庫の灘や大阪など各地の伝統産業を支えていった。糠杜氏の発展に尽力した杜氏たちの酒造功労碑が、門下生によって建てられており、生活・生業の観点から重要である。</p> <p>【保存対象】功労碑5基</p>
-------	---

維持保存する基準	<p>・現状を維持する。</p>
----------	------------------

写真	 <p>功労碑①</p>  <p>功労碑②・③・④・⑤ (左から)</p>  <p>功労碑②・③・④ (左から)</p>  <p>功労碑④・⑤ (左から)</p>
----	---

位置図	 
-----	--

【保存対象】 功勞碑①「向瀬角平 酒造功勞碑」

対象者：^{むこせかくべい}向瀬角平（糠杜氏組合初代組合長）

建立日：大正 9 年 10 月

発起人：杜氏組合中

寸法：幅 80cm×厚み 25cm×高さ 175cm



正面



右側面

【保存対象】 功勞碑②「大浦孫三郎翁酒造功勞碑」

対象者：^{おおうらまごさぶろう}大浦孫三郎（糠杜氏組合第 2 代組合長）

建立日：昭和 18 年 8 月

発起人：糠杜氏組合

寸法：幅 123cm×厚み 17cm×高さ 297cm



正面



背面

【保存対象】 功勞碑③「橋本吉太郎翁酒造功勞碑」

対象者：^{はしもときちたろう}橋本吉太郎（糠杜氏組合第7代組合長）

建立日：昭和35年10月

発起人：糠杜氏組合

寸法：幅94cm×厚み36cm×高さ276cm



正面



背面

【保存対象】 功勞碑④「岩崎翁公德碑」

対象者：^{いわさきごんきち}岩崎権吉（糠杜氏組合第3代組合長）

建立日：昭和10年6月

発起人：壁下重治郎ほか12名

石工：石匠 永田庄之助

寸法：幅94cm×厚み36cm×高さ164cm



正面



背面

【保存対象】功勞碑⑤「山本嘉造翁碑」

対象者：^{やまもとかぞう}山本嘉造

建立日：昭和12年8月

発起人：酒造門下衆（磯野権吉ほか15名）

揮毫：正四位勲四等 副島昌

石工：石匠 北野正人

寸法：幅85cm×厚み13cm×高さ178cm



正面



背面

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
9	集落区域	とうじかんれんこうろうひ 杜氏関連功勞碑	糠 16-3、16-4	個人

概要・価値

・糠は半農半漁の村であったが、漁に出られない冬の生業として他国での酒造りの出稼ぎが広まった。明治44年（1911）には「越前糠酒造杜氏組合」が組織され、京都伏見はもとより兵庫の灘や大阪など各地の伝統産業を支えていった。糠杜氏の発展に尽力した杜氏たちの酒造功勞碑が、門下生によって建てられており、生活・生業の観点から重要である。

【保存対象】功勞碑3基

維持保存する基準

・現状を維持する。



【保存対象】功勞碑①「濱松久吉翁敬徳碑」

対象者：^{はままつひさきち}濱松久吉

建立日：昭和 11 年 8 月

発起人：酒造門下衆

揮毫：正五位勲五等 金井春吉

石工：飯田

寸法：幅 84cm×厚み 30cm×高さ 244cm



正面



左側面

【保存対象】功勞碑②「山下昌彦翁酒造功勞碑」

対象者：^{やましたまさひこ}山下昌彦（糠杜氏組合第 6 代組合長）

建立日：昭和 27 年 8 月

発起人：越前糠酒造杜氏組合

揮毫：松尾大社 宮司 従五位 手塚道男

寸法：幅 88cm×厚み 30cm×高さ 295cm



正面



左側面

【保存対象】 功勞碑③「寺内治郎吉之碑」

対象者：寺内治郎吉
じうちじろきち

建立日：昭和5年8月19日（死亡日）以降

発起人：酒造門中（濱松市 太田謙太郎ほか15名）

寸法：幅36cm×厚み36cm×高さ90cm



正面



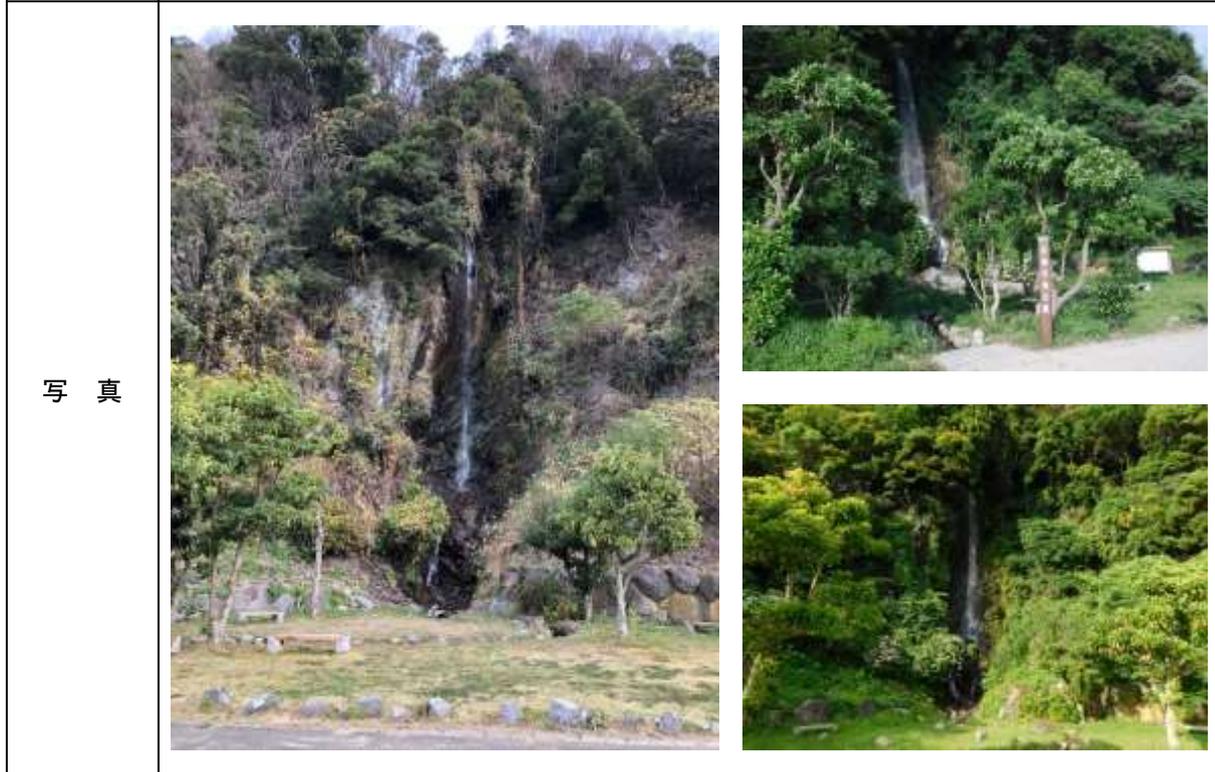
左側面



No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
10	海岸区域	はくりゅう たき 白竜の滝	糠 230-74	個人

概要・価値	<ul style="list-style-type: none"> かつて出雲の国から<small>そりこぶね</small>反子船に乗った 19 人が糠浦に漂着した際、船を守った竜が、山頂にある暖かい池で体を癒すために昇ったという伝説が残る。 集落の発祥を伝え、自然的特性を示すものとして重要。
-------	---

維持保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> 現状を維持する。
----------	--

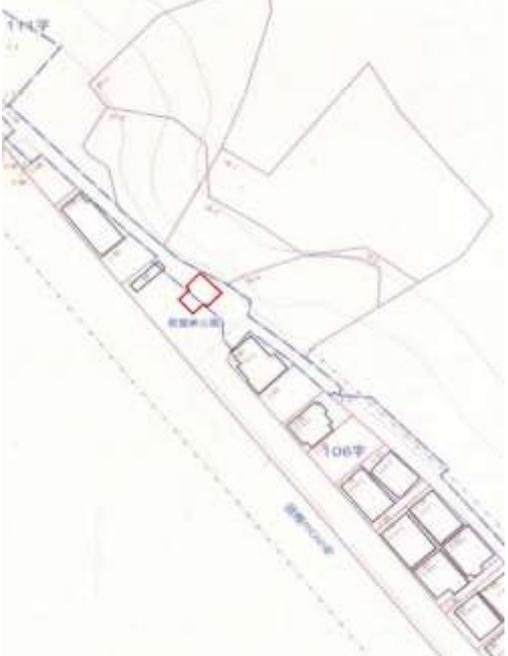


No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
11	海岸区域	とくわかんかんとう せうなん ひ 特務艦関東の遭難の碑	糠 106-1-1 糠 111-1-14	南越前町

概要・価値	<ul style="list-style-type: none"> ・大正 13 年（1924）12 月 10 日、糠沿岸で座礁・破船し殉職した特務艦「関東」乗組員の霊を弔う慰霊碑。当時、糠をはじめ地域の男性は杜氏の出稼ぎで家を空けており、杉山・神土の女性たちが中心となり献身的な救助活動を行った。 ・慰霊碑は、大正 14 年に有志により糠集落のエビスト山に建てられたが、海岸線に道路が開通し国道 305 号として整備されたため、昭和 61 年に遭難現場に近い現在地に移設され慰霊碑公園として整備された。同年河野村の史跡に指定。 ・碑の正面には「忠勇」の文字とともに座礁時の状況が記され、背面には殉職者の名が刻まれている。石工は永田庄之助。碑の寸法は幅 115cm×厚み 23cm×高さ 364cm。 ・集落の歴史を伝えるものであり、男性が出稼ぎで不在となる冬季に集落を守ってきた女性の連帯感を想起させるものとして重要。
-------	---

維持保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持する。
----------	---

写真	  
----	--

位置図	 
-----	--

参考資料

< 目次 >

1. 自然公園法による行為の制限について..... 59
2. 景観法に基づく南越前町景観計画による規制・誘導..... 61
3. 福井県屋外広告物条例による規制..... 67

1. 自然公園法による行為の制限について

1-1. 自然公園法とは

自然公園法とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として制定されている。

1-2. 自然公園内の行為の規制について

1) 区域の設定について

自然公園では目的に応じた公園計画を策定しており、その中で風致を維持するための区域を定めている。それぞれの区域の名称とその概要は表1に示すとおりである。

表1 区域の名称とその概要

区域の名称	概要
特別保護地区	景観を維持するために特に保護が必要な地域
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護する必要がある地域
第2種特別地域	第1種、第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域
第3種特別地域	風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域
普通地域	特別保護地区、特別地域及び海域公園地区に含まれない区域内であって公園区域外との緩衝ゾーンとしての役割を果たす地域
海域公園地区	魚類等の生物の多様性や海底地形、海上景観が特に優れている地域

2) 許可・届出が必要な行為の内容について

各区域内での行為は許可や届出の制度を設けている。通常、普通地域では届出書の提出、その他の地域は許可が必要となる。手続きが必要な行為の例は表2、3のとおりである。

表2 許可が必要な行為の例

①工作物の新增改築	⑥土石等の集積
②木竹の伐採	⑦水面の埋め立て、干拓
③鉱物の掘採、土石の採取	⑧土地の開墾、土地の形状変更
④河川、湖沼等の水位や水量の増減	⑨環境大臣が指定する植物を採取等
⑤広告物の設置	⑩屋根、壁面等の色彩を変更すること など

表3 届出が必要な行為の例

①基準を超える規模の工作物の新增改築
②特別地域内の河川、湖沼等の水位や水量の増減
③広告物の設置
④水面の埋め立て、干拓
⑤鉱物の掘採、土石の採取
⑥土地の形状変更
⑦特別地域内での非常災害応急対応
⑧特別地域内での木竹の植栽 など

3) 規制内容について

原則として特別保護地区や第1種特別地域での改変は避けるものとし、その他の区域については区域の種類により規制の基準が異なる。

規制内容の考え方は景観を保護する観点と生物多様性及び環境を保全する観点から決められており、主な項目の例は表4に示すとおりである。なお、行為の目的などにより規制の基準が変わるため、詳細は自然公園法、自然公園法施行規則をご確認いただくか、担当部局（令和元年度時点、福井県安全環境部自然環境課）にご相談いただきたい。

表4 主な規制項目（行為の内容や目的によって該当項目は変わる）

<p>【景観の保護の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望地からの展望や眺望 ・色彩や形態 ・道路や周辺境界からの離隔 ・建築物の規模等 ・工作物の規模等 <p>【生物多様性・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少な動植物の生息 ・もしくはそういった場所でやむを得ず改変する場合の環境配慮[※] ・支障木の伐採 ・土地の改変面積 ・改変場所の緑化計画 ・施工中の濁水防止対策 ・必要に応じた撤去計画
--

※行為の内容や規模によって環境調査を行う必要がある。

2. 景観法に基づく南越前町景観計画による規制・誘導

2-1. 届出対象行為

南越前町景観計画では、町全体を景観計画区域とし、良好な景観の形成に著しく影響を与えると考えられる一定規模以上の行為を対象としている。

表5 景観計画区域における届出対象行為

行為の種類	届出の対象とする規模
建築物の建築等	<p>①建築物の新築、改築若しくは移転又は増築で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが13mを超えるもの、又は階数が3を超えるもの</p> <p>イ 建築物の延床面積が500㎡を超えるもの（土地利用の目的及び利用形態が一体と認められる場合において2以上の建築物が建築される場合は、それらの延床面積の合計）</p> <p>ウ 増築にあつては、当該増築に係る延床面積が500㎡を超えるもの</p> <p>②上記に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る面積が見付面積の1/2を超えるもの</p>
工作物の建設等	<p>①工作物の新設、改築若しくは移転又は増築で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該工作物の高さが13mを超えるもの（建築物の屋上に設置される場合は、高さが5mを超えるもの）</p> <p>イ 築造面積（工作物の水平投影面積）が500㎡を超えるもの</p> <p>ウ 地盤面からの高さが2mを超える、又は、水平投影面積が500㎡を超える太陽光発電整備</p> <p>エ 高さが2mを超え、かつ、1辺の長さが30mを超える塀・柵</p> <p>オ 橋梁、高架鉄道の類で、高さが5mを超え、かつ、延長が30mを超えるもの</p> <p>②上記に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る面積が見付面積の1/2を超えるもの</p> <p>※届出の対象とする工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ・広告塔、記念塔その他これらに類するもの ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・塀、柵、擁壁その他これらに類するもの（生垣は除く） ・乗用エスカレーター、昇降機その他これらに類するもの ・ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車等遊戯施設その他これらに類するもの ・クラッシャープラント、コンクリートプラント等の製造施設その他これらに類するもの ・石油、ガス、LPG、穀物、飼料等の貯蔵施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの ・前各号に掲げるもののほか、町長が指定するもの

行為の種類	届出の対象とする規模
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	①当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの ②当該行為により高さが2mを超え、かつ延長が30mを超える法面又は擁壁を生じるもの ※農業、林業又は漁業を営むために行う行為は除く
木竹の伐採	①当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における土 石、廃棄物及び 再生資源その他 の物件の堆積	①当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの ※工場等の敷地内で行われるものは除く ※工事のために必要な一時的な仮置き等で、30日以内で行われるものは除く
都市計画法に規 定する開発行為	※以下の理由により、全てを適用除外とする ①南越前町は全域が都市計画区域外で、1ha未満の開発は許可が不要 ②開発許可に対して景観計画で定めることができる基準が次の事項であり、南越前町において制限することが不相当と判断 ア 開発によって生じる法の高さの最高限度 イ 開発区域内の建築物の敷地面積の最低限度 ウ 開発区域内の木竹の保全、植栽面積の最低限度 ⇒「土地の形質の変更」において景観上の配慮を求めることとする

2-2. 景観形成基準

景観計画区域において届出の対象となる建築物、工作物、その他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりである。

1) 建築物

表6 景観計画区域における建築物に係る景観形成基準

項目	景観形成基準
配慮すべき基本的基準	○建築物が地域の景観・町並みを構成する重要な要素であることを理解し、自然や歴史性など地域の景観特性を十分に踏まえた上で、デザイン（形態・意匠、色彩、素材等）を工夫する
敷地内における位置及び外構	○背景となる山や海などとの関係性を意識し、できるかぎり眺望を阻害しない配置とする ○前面道路の境界からできるかぎり後退し、町並みや歩行者に圧迫感を与えないようにする ○今庄宿周辺など壁面線が揃っている場所では、壁面の位置を周囲に合わせる、塀や植栽を設ける、空地部分の修景などにより、町並みの連続性に配慮する ※今庄宿の景観形成重点地区を設定するまでの暫定基準 ○前面道路との境界部分には、できるかぎり植栽等の緑化を施す ○植栽にあつては、四季の移ろいの演出に寄与するものが望ましい
高さ	○できるかぎり周辺の景観や町並みの連続性に悪影響を与えない高さとするよう努める ○やむを得ず突出する場合は、景観への影響を最小限に留めるよう形態・意匠を工夫する
形態及び意匠	○周囲に対して威圧感や圧迫感を感じさせず、地域の景観特性を考慮した形態・意匠とする ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、特に地域の景観との調和に配慮する ○歴史的・地域の伝統的な意匠を有する建築物については、できるかぎりその意匠を維持する ○高層の建築物は、屋根に勾配を持たせるなどして、できるかぎり山並みの稜線や周囲の町並みとの調和に配慮する
壁面	○特に大規模な建築物の場合は、無機質な壁面とならないよう、壁面に凹凸を設けるなど工夫する ○広告物の表示も最低限にとどめ、派手にならないようにする ○原則として、壁面にはイラストを用いないようにする ※屋外広告物の制限自体は、福井県屋外広告物条例による
素材、材料	○汚れにくく、耐久性・耐色性のある素材を用いる ○自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に配慮し、建築物の外観の全部または一部には、できるかぎり自然素材や地域の伝統的な素材を取り入れるよう努める ○光沢性のある素材や反射性の強い素材（窓を含む）の使用は最小限にとどめ、特に、今庄宿周辺や河野北前船主通りでの使用は避けることが望ましい

項目	景観形成基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の外壁や屋根には、高彩度の色彩（けばけばしい色）や威圧感を与える色彩を使用しない ○高彩度の色彩をアクセントカラーとして用いる場合は最低限とし、建築物全体としてのバランスを阻害しないようにする ○建築物の壁面・屋根に使用する色彩は、R・YR・Y系はマンセル値による彩度6以下、それ以外の色相は彩度4以下、無彩色は明度2以上とする ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に特に配慮し、彩度4以下とすることが望ましい ○ただし、石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材、無釉の和瓦、銅板によるものの色彩等によって仕上げられる部分については、この限りではない ○上記以外の色彩を用いる場合は、建築物の外壁・屋根等の見付面積の1/10以下とする
塀、柵等	<ul style="list-style-type: none"> ○町並みや歩行者に対して圧迫感や閉塞感を与えないよう、高さや形状、色彩などを工夫する
付属建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ○車庫や自転車置き場、倉庫、機械室等は、主要な通りから容易に見えない位置に配置するか、主建築物と一体的にデザインする
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ○道路等の公共空間からできるかぎり目立たない位置に設置し、やむを得ない場合は、遮蔽を施すなどして目立たないようにする ○ベランダや屋外階段等も、建築物と一体のデザインとするなど工夫する
駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ○町並みの連続性を損ねないように、できるかぎり植栽等によって遮蔽することが望ましい
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間における敷地内の照明や建築物への投光は、過剰な光源や点滅を避け、周囲に配慮するとともに、光害とならないようにする（ただし、イベントとして実施する場合を除く）

2) 工作物

表 7 景観計画区域における工作物に係る景観形成基準

項目	景観形成基準
配慮すべき 基本的基準	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物が地域の景観・町並みを構成する重要な要素であることを理解し、自然や歴史性など地域の景観特性を十分に踏まえた上で、デザイン（形態・意匠、色彩、素材等）を工夫する
敷地内における 位置及び外構	<ul style="list-style-type: none"> ○背景となる山や海、農地などとの関係性、町並みや歩行者に与える圧迫感等を考慮し、できるかぎり影響を与えない配置とする ○前面道路との境界部分には、できるかぎり植栽等の緑化を施す ○植栽にあっては、四季の移ろいの演出に寄与するものが望ましい ○太陽光発電設備は、周囲から容易に望見できないよう遮蔽措置に努める
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○できるかぎり周辺の景観や町並みの連続性に悪影響を与えない高さとするよう努める ○やむを得ず突出する場合は、景観への影響を最小限に留めるよう形態・意匠を工夫する
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲に対して威圧感や圧迫感を感じさせず、地域の景観特性を考慮した形態・意匠とする ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、特に地域の景観との調和に配慮する ○道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面の緑化や擁壁面の形状に変化を付けるなどの工夫をする ○橋梁は、高欄や橋脚との一体性の確保、配管や設備等の遮蔽措置に努める
素材、材料	<ul style="list-style-type: none"> ○汚れにくく、耐久性・耐色性のある素材を用いる ○自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に配慮し、外観の全部又は一部には、できるかぎり自然素材や地域の伝統的な素材を取り入れるよう努める ○光沢性のある素材や反射性の強い素材の使用は最小限にとどめ、特に、今庄宿周辺や河野北前船主通りでの使用は避けることが望ましい
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物の外観に使用する色彩は、R・YR・Y系はマンセル値による彩度6以下、それ以外の色相は彩度4以下、無彩色は明度2以上とする ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に特に配慮し、彩度4以下とすることが望ましい ○風力・波力発電設備の色彩は、白又は灰色（無彩色、明度8以上）を基本とする ○ただし、石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材、無釉の和瓦、銅板によるものの色彩等によって仕上げられる部分については、この限りではない ○上記以外の色彩を用いる場合は、工作物の見付面積の1/10以下とする

3) その他の行為

表 8 景観計画区域におけるその他行為に係る景観形成基準

項目	景観形成基準
配慮すべき 基本的基準	○当該行為が地域の景観・町並みに与える影響を十分に予測し、その影響を最小限に留めるよう工夫する
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	○当該行為に係る区域の周囲には、植栽や景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの遮蔽に努める ○長大で無機質な擁壁が生じないように配慮し、やむを得ない場合は、勾配を設ける、植栽を施すなど工夫する ○今庄宿周辺や河野北前船主通り、越前海岸の水仙畑周辺から容易に見える場所では、土石の採取は行わないことが望ましい
木竹の伐採	○木竹の伐採後は、速やかに植栽の復旧を行う ○復旧に際しては、地域の植生に適したものをを用いることが望ましい ○当該行為の区域内に、樹容や樹齢に優れるなど価値の高い樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、できるかぎり保存に努める
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源の 堆積	○当該行為に係る敷地の周囲を植栽や景観に配慮した塀で遮蔽するなど、堆積物が通りから見えないよう工夫する ○堆積する高さはできるかぎり低くし、また、整然と積み上げ、周囲に対して圧迫感や危険性を与えないようにする

3. 福井県屋外広告物条例による規制

計画対象範囲は、重要文化的景観選定後に全域が福井県屋外広告物条例の第1種禁止地域となり、広告物の表示（設置）は、一定面積より小さい自家用広告物などを除いて原則禁止される。広告物を表示（設置）する場合は、許可申請書を提出し許可を受けなければならない。

表9 福井県屋外広告物条例の第1種禁止地域における許可基準

規制対象行為		許可基準	
		個別基準	総量規制
自家用 広告物	屋上広告	・表示（設置）しないこと	1 敷地 10 m ² 以下
	壁面広告	・1つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること [当該壁面面積：100 m ² 以内] ・当該壁面の面積の1/2以内かつ20 m ² 以内 [当該壁面面積：100 m ² 超] ・当該壁面の面積の1/5以内 ・壁面の端から突出しないこと ・取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと ・建物の塔屋等の壁面には表示（設置）しないこと	
	広告板、広告塔	・高さ3m以下	
	突出広告	・道路の敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しないこと	
	はり札、立看板、のぼり	・表示面の縦の長さ2m以下、横の長さ1m以下 ・高さ3m以下 ・相互間距離は、いずれか高い方の高さの2倍以上	
案内広告物		設置不可	
一般広告物		設置不可	

越前海岸の水仙畑
糠の文化的景観
保存活用計画

令和2年7月
[令和3年1月改訂]

編集・発行 南越前町 教育委員会事務局
福井県南条郡南越前町牧谷 29-15-1
編集・協力 株式会社 日本海コンサルタント

